第

4716

뭉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 4月 24日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

◇ 認知症高齢者グループホーム用建物に係る消費税

★:建物の貸付けは非課税取引となります。 【解説】

先ごろ、国税庁から同様の内容について、 次のような見解が公表されました。

建物は、認知症高齢者グループホームの用に供され、介護事業者が事務室等として使用する部分は、入居者が日常生活を送る上でであることから、本件建物全体が真質に該当すると認められ、また、賃借製物を記されることが表す。本件建物を住居として提供する、本件建物を住居として提供すると認められることとの貸付けに該当するものと考えます。また、本件敷地を含めた全体的に該当するものと考えます。

したがって、本件建物の貸付けは、その全 体が住宅の貸付けに該当し、賃料収入の全額 が非課税となると考えます。

なお、建物の取得については、課税資産の 譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するもの に該当するとしています。







